

第22 警報設備（危政令第21条）

1 自動火災報知設備

危省令第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとする。

（平元. 3. 22 消防危第24号通知）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) 前(1)に定めるほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設けること。

3 消防用設備等の着工届

- (1) 製造所等の消防用設備等で、施行令第36条の2第1項に定められた工事をしようとするとき。
- (2) 着工届に係る運用については、第21「消火設備」によること。

4 その他

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危省令第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。